

県南広域振興局長告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月3日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者				居宅介護事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
株式会社奥州ケアサービス	株式会社シリウスケアサービス	奥州市水沢区字水山4番地1	花巻市南諏訪町4番8号	グループホームシリウス奥州	奥州市水沢区字水山4番地1	平成21年4月1日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者				介護予防事業所		変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
変更前	変更後	変更前	変更後			
株式会社奥州ケアサービス	株式会社シリウスケアサービス	奥州市水沢区字水山4番地1	花巻市南諏訪町4番8号	グループホームシリウス奥州	奥州市水沢区字水山4番地1	平成21年4月1日